茨城県のうち 那珂郡のうち東海村	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 久慈郡のうち大子町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量九・四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 稲敷郡のうち阿見町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 猿島郡のうち境町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 北相馬郡のうち利根町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

公　　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月31日

国土交通大臣　羽田雄一郎

種類	精度	地域	実施時期	所属番号	図名	摘要	
地形図	2万5千分1	〃	平成24年	稚内	16—3	船泊	更新・3色・桭判
〃	〃	〃	〃	〃	16—4	礼文岳	〃
〃	〃	〃	〃	天塩	13—3	香深	〃
〃	〃	〃	平成23年	福島	14—2	吾妻山	〃
〃	〃	〃	〃	〃	14—4	桧原湖	〃
〃	〃	〃	平成24年	千葉	2—4	銚子	〃
〃	〃	〃	平成23年	日光	12—3	沼	〃
〃	〃	〃	〃	東京	9—4	飯能	〃
〃	〃	〃	〃	富山	3—2	雨飾山	〃
〃	〃	〃	〃	田	8—1	伊那駒場	〃
〃	〃	〃	〃	福岡	12—3	脊振山	〃
〃	〃	〃	〃	〃	16—1	雷山	〃

備考　地図の刊行日　平成24年11月１日

数値地図25000（地図画像）のオンライン刊行については、上記平成24年11月１日刊行分の２万５千分１地形図（３色・桭判）12面分を提供する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１９９４号

東京都杉並区高井戸東１丁目31—２—304

債務者　菅沼　宏隆

1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　周

4　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月18日午後３時30分

6　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０４９号

東京都千代田区東神田３丁目１—10—301

債務者　野崎　広幸

1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　甲斐　伸明

4　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月18日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで

東京地方裁判所民事第20部